



# 宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 6 月 25 日 (木 曜 日) 第 724 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

<p><b>規 則</b></p> <p>○都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… (都市計画課) 1</p> <p><b>告 示</b></p> <p>○救急病院の認定 (3件) …………… (医療政策課) 1</p> <p>○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (伐倒駆除等) …………… (自然環境課) 1</p> <p>○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (移動制</p>	頁	<p>限・禁止) …………… (自然環境課) 2</p> <p>○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令 ( “ ) 2</p> <p><b>公 告</b></p> <p>○職業訓練指導員試験の実施…………… (雇用労働政策課) 3</p> <p>○入札公告 (3件) …………… 4</p> <p>○落札者等の公告…………… 8</p> <p><b>公安委員会告示</b></p> <p>○特別遊泳場の指定…………… 8</p> <p><b>公安委員会公告</b></p> <p>○警備員等の検定の実施について…………… 9</p>
---	---	---

## 規 則

都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。  
令和8年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第36号

#### 都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

都市公園条例の一部を改正する条例 (令和7年宮崎県条例第59号) 附則第3号に掲げる規定の施行期日は、令和8年6月26日とする。

## 告 示

### 宮崎県告示第492号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。  
令和8年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人友光会整形外科押領司病院	小林市細野 162番地1

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和8年6月26日から令和11年6月25日まで

### 宮崎県告示第493号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。  
令和8年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人けんゆう会園田病院	小林市堤3005番地1

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

### 宮崎県告示第494号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。  
令和8年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人明成会吉松病院	都城市蔵原町5街区29号

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和8年7月24日から令和11年7月23日まで

### 宮崎県告示第495号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項

において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和8年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 496号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和8年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 497号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和8年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高鍋町、新富町、川南町及び門川町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに高鍋町、新富町、川南町及び門川町の町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3 に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3 に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。
- (3) 3 に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3 に掲げる松林の所在する市町の長を経由して、当該市町の区域を管轄する農林振興局長に提出しなければならない。
- (4) 農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3 に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3 に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

**公 告**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和8年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

- (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種なし
- (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種全職種

2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全 職 種	指導方法

3 受験資格

- (1) 受験資格は、次のとおりとする。
  - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
  - イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。
  - ア 拘禁刑以上の刑（禁錮以上の刑を含む。）に処せられた者
  - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

- (1) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることが

できる者は次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であつて、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に	学科試験のうち関連学科

<p>合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>		<p>ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、4に掲げる者に該当することを証する書類</p>
<p>免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>(2) 提出先 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 宮崎市橋通東2丁目10番1号</p> <p>(3) 受付期間 令和8年7月6日（月曜日）から令和8年7月24日（金曜日）まで（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、7月24日付けの消印のあるものまで有効とする。なお、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。）</p> <p>(4) 受験手数料 3,100円 （宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）又は電子情報処理組織による申請により得られた納付情報により納付する方法により納付すること。）</p> <p>(5) 受験票 申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。</p> <p>(6) 全免除者の受験手続 全免除者の受験手続は(3)の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、この場合において、全免除者は(1)の提出書類を(2)の提出先に提出するものとする（(4)の受験手数料及び(5)の受験票は不要）。 また、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことが可能であり、この場合においては、職業訓練指導員免許申請書（以下「免許申請書」という。）の提出と併せて、免許交付手数料 2,300円を納付すること。手数料の納付は、宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）を免許申請書に貼付すること。</p>
<p>免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>8 合格通知 令和8年9月30日（水曜日）に合格者に通知する。</p>
<p>免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>9 その他</p> <p>(1) 申請書は、宮崎県のホームページに掲載する。</p> <p>(2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課に申し込むこと。</p> <p>(3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課（電話0985（26）7107）に問い合わせること。</p>
<p>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>入札公告 一般競争入札を次のとおり実施する。 令和8年6月25日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>
<p>省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>	<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 業務名及び数量 令和8年度宮崎県漁業取締船「たかちほ」中間検査及び上架整備業務一式</p> <p>(2) 業務内容 入札説明書、令和8年度宮崎県漁業取締船「たかちほ」中間検査及び上架整備業務仕様書及び令和8年度宮崎県漁業取締船「たかちほ」中間検査及び上架整備業務設計書（以下「仕様書等」という。）による。</p> <p>(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで</p> <p>(4) 入札方法 (1)の業務について入札を実施する。 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札</p>
<p>省令第45条の2第3項第4号に規定する者</p> <p>(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、下記7の(3)の申請書類の受付期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。</p> <p>5 試験期日 令和8年8月31日（月曜日）</p> <p>6 試験場所 宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3</p> <p>7 受験申請の手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 職業訓練指導員試験受験申請書（電子情報処理組織による申請を除く。以下「申請書」という。）</p> <p>イ 3に掲げる受験資格を証する書類</p>		

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

この業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 8 年宮崎県告示第 94 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種のうち、営業種目が車両・船舶・航空機類で、種目が船舶販売・整備のものであること。
- (2) 上架の方法が乾ドック又は浮ドックであること。ただし、たかちほ（総トン数 60 トン、全長 28.60 メートル）が上架できること。
- (3) アルミ溶接技術を有すること。

## 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和 8 年 6 月 25 日から令和 8 年 7 月 2 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。  
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県農政水産部水産局漁業管理課漁業管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7146
- (2) 期間 令和 8 年 6 月 25 日から令和 8 年 7 月 2 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

## 5 入札説明書、仕様書等の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県農政水産部水産局漁業管理課漁業管理担当
- (2) 交付期間 令和 8 年 6 月 25 日から令和 8 年 7 月 2 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

## 6 現地説明会の場所及び日時

- (1) 場所 たかちほの定係港（宮崎港） 宮崎市港東一丁目（宮崎港東官公庁バス）
- (2) 日時 令和 8 年 6 月 30 日午後 1 時 30 分

※現地説明会参加希望者は、令和 8 年 6 月 26 日午後 4 時までに 4 (1)まで電話で連絡すること。

## 7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県農政水産部水産局漁業管理課漁業管理担当
- (2) 提出期限 令和 8 年 7 月 2 日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

## 8 入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和 8 年 7 月 6 日までに通知する。

## 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県農政水産部水産局漁業管理課漁業管理担当

- (2) 提出期限 令和 8 年 7 月 9 日午後 1 時 30 分（送付にあっては、令和 8 年 7 月 8 日午後 5 時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

## 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県農政水産部水産局宮崎海区漁業調整委員会大会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 日時 令和 8 年 7 月 9 日午後 2 時

## 11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

## 12 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 13 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

## 14 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県農政水産部水産局漁業管理課漁業管理担当

## 15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 16 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 17 Summary

- (1) Required services: a midterm inspection and repair for Takachiho, a fisheries patrol vessel
- (2) Deadline for candidate tenders: 1:30p.m. 9. July, 2026
- (3) Contact point for the notice: Fisheries Management Division, Fisheries Bureau, Agriculture and Fisheries Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadorihigashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7146

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 8 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 本部庁舎 LAN 機器の賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 本部庁舎 LAN 機器一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和 9 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部警務部情報管理課  
宮崎市旭一丁目 8 番 28 号  
郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（

保守料含む。)の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和8年宮崎県告示第94号に規定する資格を有する者であること。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。

(6) 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

## 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和8年7月28日(火)午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。

審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については令和8年8月25日(火)までに要求所属から連絡する。

要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書(別紙1)に必要な書類を添えて、令和8年8月25日(火)午後5時までに下記13の場所に提出すること。

また、上記書類の提出方法については、持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)により提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

## 5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間

令和8年6月25日(木)から令和8年7月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められる時は、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

## 6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

(2) 期間 令和8年6月25日(木)から令和8年8月27日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。

## 7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和8年6月25日(木)から令和8年7月28日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。

※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

(3) 仕様、入札に関する質疑受付期限及び回答予定日

令和8年7月24日(金)午後5時までに入札質問書を持参のほか、送付又は電子メール(アドレス:mpha0201@pref.miyazaki.lg.jp)により提出すること。電話による質問は認めない。送付及び電子メールにより提出する場合は、提出する前に必ず電話で送付又は電子メールで入札質問書を提出する旨連絡すること。

上記入札質問書に対する回答は令和8年7月28日(火)までに実施する。

## 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号

(2) 期限 令和8年8月27日(木)午後3時(送付にあつては下記13の場所に令和8年8月26日(水)午後5時必着とする。)

(3) 方法 持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)

#### 9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室
- (2) 日時 令和 8 年 8 月 27 日 (木) 午後 3 時

#### 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和 39 年宮崎県規則第 2 号)第 100 条の規定による。

#### 11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

#### 12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

#### 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 15 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be required: Headquarters building LAN equipment, Iset
- (2) Time limit for tender: 3:00 p.m. 27 August, 2026 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 26 August, 2026)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 8 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 グループウェアサーバ機器の賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 グループウェアサーバ機器一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部警務部情報管理課  
宮崎市旭一丁目 8 番 28 号  
郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料含む。)の 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に

記載すること。

#### 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 (4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 8 年宮崎県告示第 94 号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

(7) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

#### 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和 8 年 7 月 28 日(火)午後 5 時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。

審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については令和 8 年 8 月 25 日(火)までに要求所属から連絡する。

要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書(別紙 1)に必要な書類を添えて、令和 8 年 8 月 25 日(火)午後 5 時までに下記 13 の場所に提出すること。

また、上記書類の提出方法については、持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)により提出(土曜日、日

- 曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで) すること。
- 入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。
- なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
- 3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所  
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間  
令和8年6月25日(木)から令和8年7月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められる時は、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 6 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 期間 令和8年6月25日(木)から令和8年8月27日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和8年6月25日(木)から令和8年7月28日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。
- ※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。
- (3) 仕様、入札に関する質疑受付期限及び回答予定日  
令和8年7月24日(金)午後5時までに入札質問書を持参のほか、送付又は電子メール(アドレス:mpha0201@pref.miyazaki.lg.jp)により提出すること。電話による質問は認めない。送付及び電子メールにより提出する場合は、提出する前に必ず電話で送付又は電子メールで入札質問書を提出する旨連絡すること。
- 上記入札質問書に対する回答は令和8年7月28日(火)までに実施する。
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 期限 令和8年8月27日(木)午後3時30分(送付にあっては下記13の場所に令和8年8月26日(水)午後5時必着とする。)
- (3) 方法 持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 令和8年8月27日(木)午後3時30分
- 10 入札保証金

- 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項  
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局  
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 14 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 15 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be required: Groupware server equipment, 1set
- (2) Time limit for tender: 3:30 p.m. 27 August, 2026 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 26 August, 2026)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki-City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和8年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
水循環型シャワー6セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年6月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ソフトバンク株式会社  
東京都港区海岸1丁目7番1号
- 5 落札金額  
56,106,600円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和8年4月30日

**公安委員会告示**

**宮崎県公安委員会告示第47号**

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例(平成4年宮崎県条例第37号)第8条第2項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

令和8年6月25日

宮崎県公安委員会委員長 松山 昭

海水浴場等の 名 称	所 在 地	指 定 期 間
青島海水浴場	宮崎市青島2丁目 233番地	令和8年7月3日から 同 年8月30日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ 脇	令和8年7月5日から 同 年8月31日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津 大堂津 海浜	令和8年7月4日から 同 年8月31日まで
日南市 栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙41 78番地1	令和8年7月12日から 同 年8月23日まで

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和8年6月25日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

#### 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務1級
- (2) 施設警備業務2級
- (3) 空港保安警備業務1級
- (4) 空港保安警備業務2級

#### 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

##### (1) 実施日時

###### ア 施設警備業務1級

###### (ア) 学科試験

令和8年9月30日（水）午前9時から午前11時まで

###### (イ) 実技試験

令和8年10月15日（木）午前9時から午後5時まで

###### イ 施設警備業務2級

###### (ア) 学科試験

令和8年9月30日（水）午前9時から午前11時まで

###### (イ) 実技試験

令和8年10月14日（水）午前9時から午後5時まで

###### ウ 空港保安警備業務1級

###### (ア) 学科試験

令和8年9月30日（水）午前9時から午前11時まで

###### (イ) 実技試験

令和8年10月29日（木）午前9時から午後5時まで

###### エ 空港保安警備業務2級

###### (ア) 学科試験

令和8年9月30日（水）午前9時から午前11時まで

###### (イ) 実技試験

令和8年10月28日（水）午前9時から午後5時まで

##### オ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

#### (2) 実施場所

学科試験及び実技試験

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

#### (3) 受検定員

いずれの検定も30人（鹿児島県公安委員会が受付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

#### 3 検定の受検資格

##### (1) 施設警備業務1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

##### (2) 施設警備業務2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

##### (3) 空港保安警備業務1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

##### (4) 空港保安警備業務2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

#### 4 検定の方法及び内容

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

##### (2) 施設警備業務1級及び2級

###### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。（施設警備業務1級の受検者に限る。）

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

###### イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。（施設警備業務1級の受検者に限る。）

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (3) 空港保安警備業務1級及び2級

###### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

<p>(ウ) 乗客等の接遇に関する事。</p> <p>(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関する事。</p> <p>(オ) 空港に関する事。</p> <p>(カ) 空港保安警備業務の管理に関する事。（空港保安警備業務 1 級の受検者に限る。）</p> <p>(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 乗客等の接遇に関する事。</p> <p>(イ) 手荷物等検査に関する事。</p> <p>(ウ) 空港保安警備業務の管理に関する事。（空港保安警備業務 1 級の受検者に限る。）</p> <p>(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>5 検定申請の手続</p> <p>(1) 受付期間及び時間帯</p> <p>ア 令和 8 年 7 月 13 日（月）から同年 7 月 24 日（金）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>イ 時間帯</p> <p>午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア 施設警備業務 1 級</p> <p>(ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通</p> <p>(イ) 受検者の住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）</p> <p>(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）</p> <p>(エ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>(オ) 施設警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し及び施設警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（前記 3 の(1)の ア に該当する場合に限る。）</p> <p>(カ) 施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（前記 3 の(1)の イ に該当する場合に限る。）</p> <p>イ 施設警備業務 2 級</p> <p>前記 5 の(2)の ア の(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真 2 枚</p> <p>ウ 空港保安警備業務 1 級</p> <p>(ア) 検定申請書 1 通</p> <p>(イ) 受検者の住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）</p> <p>(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）</p> <p>(エ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載した</p>	<p>もの)</p> <p>(オ) 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（前記 3 の(3)の ア に該当する場合に限る。）</p> <p>(カ) 空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（前記 3 の(3)の イ に該当する場合に限る。）</p> <p>エ 空港保安警備業務 2 級</p> <p>前記 5 の(2)の ウ の(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真 2 枚</p> <p>オ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状</p> <p>(3) 検定申請書等提出先</p> <p>受検者の住所地又は警備員にあっては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）</p> <p>6 検定手数料</p> <p>(1) 施設警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、16,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。</p> <p>(2) 空港保安警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、16,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。</p> <p>(3) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。</p> <p>(2) 受検に際し、学科試験については筆記用具を持参すること。</p> <p>(3) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。</p> <p>(4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。</p> <p>(5) 公告後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。</p> <p>(6) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話 0985-31-0110）に行うこと。</p>
--	---